

県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 中平 均

- 1 日時
平成28年3月24日（木曜日）
午後1時9分開会、午後1時39分散会
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
中平均委員長、佐藤ケイ子副委員長、田村誠委員、軽石義則委員、柳村岩見委員、
神崎浩之委員、佐々木宣和委員、工藤勝博委員、小野寺好委員、白澤勉委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
菊池担当書記、引屋敷担当書記、永井併任書記、及川併任書記
- 6 説明のため出席した者
県土整備部
蓮見県土整備部長、鈴木副部長兼県土整備企画室長、青柳道路都市担当技監、
及川河川港湾担当技監、小原県土整備企画室企画課長、桐野建設技術振興課総括課長、
幸野建設技術振興課技術企画指導課長、遠藤道路建設課総括課長、
八重樫河川課総括課長、檜山砂防災害課総括課長、勝又建築住宅課総括課長、
辻村建築住宅課住宅課長、伊藤建築住宅課営繕課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
県土整備部関係審査
(議案)
 - ア 議案第142号 一般国道340号（仮称）押角トンネル築造工事の請負契約の締結に
関し議決を求めることについて
 - イ 議案第143号 久慈川筋長内町地区ほか付替市道橋りょう上部工工事の請負契約
の締結に関し議決を求めることについて
 - ウ 議案第144号 宮古港鍬ヶ崎地区海岸防潮堤工事の請負契約の締結に関し議決を
求めることについて
 - エ 議案第145号 宮古港藤の川地区海岸防潮堤工事の請負契約の締結に関し議決を
求めることについて

オ 議案第146号 災害公営住宅（釜石市嬉石第2地区）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○中平均委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程のとおり議案5件について審査を行います。

初めに、議案第142号一般国道340号（仮称）押角トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○遠藤道路建設課総括課長 議案（その7）の4ページをお開き願います。議案第142号一般国道340号（仮称）押角トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。一般国道340号（仮称）押角トンネル築造工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の1ページをお開き願います。工事名は一般国道340号（仮称）押角トンネル築造工事で、工事場所は宮古市和井内及び下閉伊郡岩泉町大川地内でございます。契約金額は70億109万4,241円で、請負率は88.53%となります。請負者は株式会社奥村組・アイサワ工業株式会社・高德建設株式会社特定共同企業体でございます。

工事概要でございますが、本工事は県の復興支援道路に位置づけている一般国道340号の整備を行うものであり、押角峠地区は1車線と幅員が狭く、急カーブや急勾配の区間が連続しているため、それを避けたルートとして394メートル（後刻「3,094メートル」と訂正）のトンネル築造工事を実施するものでございます。工期は872日間で、平成27年度から平成30年度までの債務負担行為で行うものでございます。

なお、2ページに入札結果説明書、3ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○佐々木宣和委員 ようやくというか、押角トンネルがスタートするのだと、地元選出議員としてすごくうれしいところでございます。JR岩泉線が廃線になったのは2010年で、震災のちょうど前の年だったのですけれども、それ以来この押角トンネルが、必要ではないかというところで6年ぐらいかけてこういう形になって、すごくうれしいところでございます。

私が聞くのは1点でございますが、トンネル前後の道路改良に関して、これだけ今回立派なトンネルができるということで、特に岩泉町側から押角トンネルまでの道路はまだ幅も狭く入り組んでいるとことから、トンネルができるということの効果を最大限発揮させていくためには、この前後の道路改良というのがすごく必要だと考えているのですが、そ

の辺のところに関してどう考えているのでしょうか、よろしく申し上げます。

○**遠藤道路建設課総括課長** 先ほどの御説明の中で、トンネルの延長につきまして3,094メートルとすべきところを間違えて報告いたしました。3,094メートルのトンネル築造工事を行うものであります。訂正いたします。

今押角トンネルの整備に当たりまして、その前後区間についてお話をいただいております。現在宮古市側で整備を進めております和井内工区がございます。その和井内工区から今回の押角峠のトンネル工事をする区間まで、大分未改良区間があり、約4キロメートルほどでございます。岩泉町側におきましても押角峠工区から岩泉町側のほう、国道455号交差点まで一部改良されているところもございますが、未改良区間は合わせますと約10キロメートルほどあるところでございます。それらの区間については幅員が狭小、そしてカーブ、急勾配が連続している箇所があり、整備が必要な区間と認識しております。

まず、現在進めております和井内工区、これについて早期に完成を目指したいと思えますし、今回御提案させていただいております押角トンネル工区についてもできるだけトンネル工事を早く進め、前後をつなぎながら一日も早い完成を目指してまいりたいと思えます。それ以外の区間については必要な調査等を進めながら、どのような整備手法がよいか検討してまいりたいと考えております。

○**佐々木宣和委員** 現在は調査をされているというような認識でよろしいのでしょうか。

○**遠藤道路建設課総括課長** 隘路となっている区間、その勾配とか、カーブの選定とかというものについてはある程度把握はさせていただいておりますが、まだ地形的な部分で、そういった図面等がございません。そういった図面をつくりながら、果たしてどういったルートが考えられるか、そして、その場合にどのような整備手法が必要なのか、これから検討させていただき予定でございます。そういった地形等も十分把握させていただきたいと考えています。

○**佐々木宣和委員** 本当に地元の方々にとってはすごく悲願でもありますので、前向きに検討していただきたいと思えます。

○**柳村岩見委員** 確認ですけれども、入札調書の鹿島建設を代表とする特定共同企業体が無効とありますけれども、これは応札をしなかったと理解していいのでしょうか。

○**遠藤道路建設課総括課長** 入札無効について、個別具体の理由については公表されていないところでございますが、無効となる事例といたしましては、調査基準価格に満たない額で入札した者に対し、施工体制確認資料の提出を求めた場合で、追加資料を提出しない場合などがあるというふうに伺っております。

○**小野寺好委員** NATM工法について、専門知識のない者に説明してもらえますでしょうか。これが一つと、あとは鉄道用に掘られたトンネルを車両通行用にする場合、何か大きな違い等はあるのでしょうか。

○**遠藤道路建設課総括課長** トンネル工法でNATM工法、ナトムという通称で使用しております。従来は鋼製の支保工、鋼鉄の枠みみたいなものの力でトンネル断面を支えるとい

う工法でしたが、アンカーボルトを打ちながら内面を吹きつけて、地山の強度等を有効に生かした形でトンネルを安全に施工していくNATM工法というものに変わりまして、現在はこちらのほうが主流となっています。

それから、鉄道トンネルだったものを拡幅掘削して道路トンネルとする場合の違いとしては、現在計画しております押角工区のトンネルは、従来はJR岩泉線の単線のトンネルで、10平米程度の断面のものでした。今回2車線の道路トンネルとするに当たり、50平米ほど、5倍ぐらいの大きな断面にして道路として必要な整備をするものでございます。

○小野寺好委員 県内でこういう鉄道用のトンネルを道路用にという経験はあるのですか。

○遠藤道路建設課総括課長 JRのトンネルをそのまま道路トンネルに生かして活用しているということについては、今時点では承知していないところです。

○中平均委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第143号久慈川筋長内町地区ほか付替市道橋りょう上部工工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その7）の5ページをお開き願います。議案第143号久慈川筋長内町地区ほか付替市道橋りょう上部工工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。久慈川筋長内町地区ほか付替市道橋りょう上部工工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の4ページをお開き願います。工事名は二級河川久慈川筋長内町地区ほか付替市道橋りょう上部工工事で、工事場所は久慈市長内町及び湊町地内でございます。契約金額は9億8,388万円で、請負率は85.47%となります。請負者は、株式会社ピーエス三菱・東日本コンクリート株式会社特定共同企業体でございます。

工事概要でございますが、本工事は東日本大震災津波により被災した久慈川河川堤防のかさ上げに伴う市道橋の架けかえを行う工事でございます。工期は910日間で、平成27年度

から平成30年度までの債務負担行為で行うものでございます。

なお、5ページに入札結果説明書、6ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第144号宮古港鉾ヶ崎地区海岸防潮堤工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その7）の6ページをお開き願います。議案第144号宮古港鉾ヶ崎地区海岸防潮堤工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。宮古港鉾ヶ崎地区海岸防潮堤工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の7ページをお開き願います。工事名は宮古港海岸鉾ヶ崎地区防潮堤その3工事で、工事場所は宮古市鉾ヶ崎地内でございます。契約金額は15億1,956万円で、請負率は89.96%となります。請負者は、昭栄建設株式会社でございます。

工事概要でございますが、本工事は東日本大震災津波により被災した宮古港鉾ヶ崎地区に防潮堤及び陸閘を新設する工事でございます。工期は平成30年3月15日までで、平成27年度から平成29年度までの債務負担行為で行うものでございます。

なお、8ページに入札結果説明書、9ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第145号宮古港藤の川地区海岸防潮堤工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○檜山砂防災課総括課長 議案（その7）の7ページをお開き願います。議案第145号宮古港藤の川地区海岸防潮堤工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。宮古港藤の川地区海岸防潮堤工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の10ページをお開き願います。工事名は宮古港海岸藤の川地区防潮堤その3工事で、工事場所は宮古市藤の川地内でございます。契約金額は5億2,866万円で、請負率は88.5%となります。請負者は株式会社板宮建設でございます。

工事概要でございますが、本工事は東日本大震災津波により被災した宮古港藤の川地区に防潮堤及び陸閘を新設する工事でございます。工期は450日間で、平成27年度から平成29年度までの債務負担行為で行うものでございます。

なお、11ページに入札結果説明書、12ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第146号災害公営住宅（釜石市嬉石第2地区）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤営繕課長 議案（その3）の8ページをお開き願います。議案第146号災害公営住宅（釜石市嬉石第2地区）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。災害公営住宅（釜石市嬉石第2地区）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の13ページをお開き願います。工事名は災害公営住宅（釜石市嬉石第2地区）新築（建築）工事で、工事場所は釜石市嬉石町三丁目地内でございます。契約金額は5億8,320万円で、請負率は89.15%となります。請負者は宮城建設株式会社でございます。

工事概要でございますが、本工事は東日本大震災津波により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、恒久的な住宅の整備を行うものであり、災害公営住宅32戸、鉄筋コンクリート造5階建ての共同住宅を新設するとともに、駐車場整備などの外構工事を行うものでございます。工期は360日間で、平成27年度から平成28年度までの債務負担行為で行うものでございます。

14ページに配置図を添付しております。網かけのある住棟部分が今回整備されます建物の位置となります。なお、15ページに入札結果説明書、16ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 これは低入札ということでありまして、当局はこういう事案に対して、その後業者とはどういうやりとりをしているのかということと、それからこれは今年度最後の大規模建設工事の請負契約だと思いますので、今後、平成30年度までの県土整備部にかかわる大規模建設工事の事案等をお聞きしたいと思います。

今回五つ提案されているわけなのですが、これを含めて三つが低入札ということで、今までは例えば入札者が3者で請負率99%とかということもあったのですが、今回は入札者が11者、5者、6者、4者、10者ということで、請負率ももう90%を割ってきている。その中で低入札が3件ということで、開札から落札決定までというか、低入札の業者にはどのような確認とかやりとりをしているのかお聞きしたいと思います。

○幸野技術企画指導課長 低入札で落札した者とのやりとりでございますが、基本的には低入札で落札決定する部分に関しては、総務部のほうで低入札に係る規定にのっとって、問題がなければその者を落札者とするということでありまして。その者と契約した後に、我々のほうでは、その低入札した者が適正に工事を履行するかどうかという部分が心配されますので、その者に対しては品質の部分であったり、工程という部分に対して、通常の工事よりもより慎重にやる必要があるということで、通常の2倍の頻度で品質管理を行ったり、工程管理は毎月確認するということにより、低い価格で落札しても適正な工事の履行につ

いて監督することに取り組んでおります。

また、震災以降、高い落札率で続いてきたものが、近年になって低い落札率になってきて、低入札での落札に関しては、総務部のほうで低入札の者が落札してもいいかどうかという規定がございまして、失格基準価格という制度であったり、あとは数値的判断基準というもので、低入札ではありますけれども、その金額でもって履行できる最低限のラインを満たしているかどうかということを確認しており、この者は失格基準に当たらないということで、低入札ではあります、落札をするものでございます。

○**神崎浩之委員** 今回の予算特別委員会でも、区画整理事業の中で瑕疵担保責任という話題も結構ありました。あとは1月の大雨被害でしたか、せっかく工事したところがまた被害を受けたこともあって、工事に対するその後の責任について、県民からの視線もあると思うのです。あそこは低入札だったからではないかといったささやかれ方をしないように、ぜひ進捗管理については実施していただきたいと思います。

それから、この災害復旧に関してなのですけども、今後平成30年度までに県土整備部関係で大規模建設工事というのが何件ぐらい出てくるのか、そういうデータがあれば教えていただきたいです。総務部長からは、平成28年度は45件ぐらいという話がありました。それは農林水産部であったりとか、病院、学校であったりもすると思うのですけれども、平成28年度、県土整備部関係では議会にかかる請負契約が何件ぐらいあるのか、また平成30年度までは何件ぐらいと見込んでいるのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○**小原企画課長** 平成28年度の県土整備部の大規模建設工事でございますが、県全体で45件のうち、県土整備部関係は22件を予定してございます。

それから、平成30年度まででございますと、発注サイドが防潮堤などをどういうメーターで区切って出すかというあたりもあるので、なかなか件数で何件というのはまだ把握していないところでございます。

○**小野寺好委員** 大船渡市のときも水に浸かったところに建てるということで高床式で、1階部分は住戸をつくらないということがありましたけれども、釜石市の場合は湾口防波堤が復旧することもあります、5階建てだけれども、1階は使わないで2階から。ただこの場所は、2階あるいは3階も、もしかしたらまた同じような規模の津波が来たら浸かるのではないかと思います、そういった懸念はどうでしょうか。

○**伊藤営繕課長** 建設場所についてですけども、今回の津波での浸水区域にあるわけですけども、防潮堤等が整備された後のシミュレーションによって、現在土地区画整備事業において宅地のかさ上げが行われているところでございます。今回はその上に災害公営住宅を整備するというので、今委員からお話ございましたけれども、1階の部分につきましては、住戸以外の施設を整備し、その2階部分以上に住居部分を整備するという計画をしているところでございます。

○**小野寺好委員** 地盤が上がるということでしたけれども、何メートルぐらい従来から上がりますか。

○伊藤営繕課長 今回の計画では、建物周囲はT P（東京湾平均海水面）5.85メートルということで計画をつくっているところでございます。ちなみに、住宅の部分となる2階部分ですけれども、T P9.15メートルと9メートルをちょっと超える床の高さになってございます。

○中平均委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。